

○マージン率に含まれる派遣事業運営のための費用について

マージン率は、派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額を派遣料金で除して得られた率のことです。

労働者派遣事業を運営するためには、このマージンの中から以下の経費が必要となっております。

①社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料、労災保険料などの事業主負担分
②有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
③会社運営の経費	募集費・教育費・福利厚生費・就業管理費・営業費・営業利益など